

平成29年4月18日

各 位

会社名 株式会社 じげん
代表者名 代表取締役社長 平尾 丈
(コード番号：3679 東証マザーズ)
問合せ先 経営戦略部 部長 寺田 修輔
(TEL. 03-6432-0352)

新株予約権の行使条件判定に用いる会計基準の変更に関するお知らせ

当社は、平成29年4月18日付「国際会計基準（IFRS）の任意適用に関するお知らせ」に記載の通り、平成29年3月期決算から国際会計基準（以下、IFRS）を任意適用いたします。これに伴い、第4回乃至第6回、及び第7回新株予約権の行使条件判定に用いる会計基準が変更されることとなりましたので、お知らせいたします。

当社は、平成28年7月5日付「株価・トリプル25」達成条件型新株予約権の発行に関するお知らせ（第三者割当による行使価額修正条項付第4回乃至第6回新株予約権の発行）」（以下、「平成28年7月5日付プレスリリース」といいます。）に記載の通り、平成28年7月22日に第4回乃至第6回新株予約権を発行しております。第4回乃至第6回新株予約権は、平成29年3月期に関する決算短信の公表後、前会計年度における「トリプル25」（平成28年7月5日付プレスリリースに定義しております。）の達成が行使可否の条件となっておりますが、IFRSの任意適用に伴い、平成30年3月期の会計年度以降の「トリプル25」達成は、IFRS基準での判定に変更されません。

また、当社は、平成28年11月11日付「募集新株予約権（業績連動型新株予約権）の発行に関するお知らせ」（以下、「平成28年11月11日付プレスリリース」といいます。）に記載の通り、平成28年11月28日に第7回新株予約権を発行しております。第7回新株予約権は、平成29年3月期に関する決算短信の公表後、前会計年度における一定の営業利益（平成28年11月11日付プレスリリースに定義しております。）の達成が行使可否の条件となっておりますが、IFRSの任意適用に伴い、平成30年3月期の会計年度以降の営業利益達成はIFRS基準での判定に変更されることを、4月17日開催の取締役会にて決議いたしました。

以上